

決裁・供覧

件名	「取引等に係る税務上の取扱い等に関する事前照会」の処理結果（通知） の送付について（B2022-048）		文書番号	
			東局課一審2-63	
伺い文	件名のことについて、別案のとおり [] 税務署長宛に通知してよろしいか伺います。 また、決裁終了後において、施行日及び記号番号を追記します。 【事案概要】 1 照会日： []			
起案	起案日	[]	受付日	
	部署	東京国税局 課税第一部 審理課	決裁	決裁処理期限日 決裁日 []
	起案者	楠田 弥希	施行	施行処理期限日 施行日 []
	連絡先	[]	施行先	[] 税務署長
分類名称	大分類	共通（課税関係）	施行	施行者 東京国税局課税第一部審理課 取扱上の注意
	中分類	文書回答関係書類		
	名称（小分類）	[] 文書回答事案 【電子】		
取扱区分	秘密区分		格付け	機密性格付け 2 取扱制限
	秘密期間終了日		保存	行政文書保存期間 10年 保存期間満了時期 []
	指定事由			
決裁・供覧欄	東京国税局 課税第一部 審理課 飯田 隆一（課長【局】）【済】 東京国税局 課税第一部 審理官 谷田 雄司（審理官）【済】 東京国税局 課税第一部 審理課 大澤 修一（課長補佐【局】）【済】 東京国税局 課税第一部 審理課 大足 悠一郎（連絡調整官（国税実査官）【局】）【済】 東京国税局 課税第一部 審理課 鈴木 敏子（総括主査（国税実査官））【済】 東京国税局 課税第一部 審理課 森川 明彦（主査（国税実査官））【済】			
備考欄	関係通達等：平成14年6月28日付課審1-14ほか8課共同「事前照会に対する文書回答の事務処理 手続等について（事務運営指針）」			

別紙7

【決裁終了後追記】
決裁終了後の追記事項は、次のとおりである。
施行日
記号番号 東局課一審2-63

決裁終了後追記事項欄（別紙）

課一・審 楠田

東局課一審2-●

大 分 類	共通（課税関係）
中 分 類	文書回答関係書類
保存年限等	暦

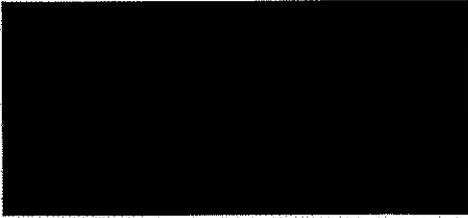
税務署長 殿

東京国税局 課税第一部
審 理 課 長（認印省略）

「取引等に係る税務上の取扱い等に関する事前照会」の処理結果（通知）

に收受したからの「取引等に係る税務上の取扱い等に関する事前照会」については、照会者に対し別紙のとおり通知したので、その旨を通知する。

なお、本件照会の取引等に係る税務上の取扱いについての検討内容については、別添の「文書回答等を行う事前照会の事績整理票（写）」を参照されたい。



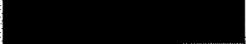
東京国税局 課税第一部

審理課長 飯田 隆



文書回答の対象となる事前照会に当たらない旨のお知らせ (通知)

事前照会に対する文書回答は、照会者に文書回答を行うとともに、その内容を公表することにより、同様の取引等を行う他の納税者に対しても国税に関する法令の適用等について予測可能性を与えるものとして、一定の要件に該当する事前照会を対象として行うこととしています。

しかしながら、に收受しました照会内容は、下記の理由から、文書回答の対象となる事前照会には当たりませんので、お知らせします。

記

(理由)

文書回答の対象となる事前照会は、「取引等に係る税務上の取扱い等が、法令、法令解釈通達あるいは過去に公表された質疑事例等において明らかになっているものに係る事前照会でないこと」(以下(注)参照)を要件の一つとして実施しておりますが、御照会の取引については、この要件を満たしておりません。

したがって、御照会につきましては、文書回答の対象とならないことを御了承ください。

(注) 平成 14 年 6 月 28 日付課審 1-14 ほか 8 課共同「事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について」(事務運営指針)の 1 (文書回答を行う対象となる事前照会の範囲) (7)参照。

なお、上記事務運営指針の詳細につきましては、国税庁のホームページにおいて掲載し公開しています。

(アドレス: <https://www.nta.go.jp/law/jimu-unei/sonota/020628/01.htm>)

(様式1-1)

文書回答等を行う事前照会の事績整理票

項目コード ST2700

(起案日 [redacted])

- 申告所得税(譲渡除く)
- 源泉所得税
- 資産税(譲渡・相続・贈与)
- 法人税
- 消費税等 その他

決裁 (合議) 欄	課名	課長	審理官	課長補佐・総括主査	専門官・主査	係長	係員
	決裁日 [redacted]	決裁了					
	審理課						
	決裁日(. . .)						
決裁日(. . .)	課						

整理番号 B2022-048

局名 担当者	東京局 審理課 中村 亨 内線 [redacted]	関係課	担当者
-----------	----------------------------------	-----	-----

照会者	納税者 団体等	(照会者名) [redacted]	照会年月日	[redacted]
		(役職名等) [redacted]	審査開始日	[redacted]

【照会事項】
 暗号資産貸借取引にオプション取引に関する特約を付した場合における課税関係(支払調書の提出義務)について

【照会要旨】

- 1 照会者は、[redacted] (以下「本件サービス」という。)
[redacted]を開始した。
- 2 本件サービスは、[redacted] (以下「本件特約」という。)[redacted]で
ある。
- 3 本件特約は、[redacted]
[redacted]である。
- 4 照会者は、[redacted]
[redacted]を支払う。
- 5 照会者は、[redacted]
[redacted]
[redacted]を受けている。
- 6 照会者は、本件サービスに係る取引について、所得税法第225条《支払調書及び支払通知書》第1項
第13号に規定する支払(差金等決済)に関する調書の提出義務を負わないと解してよいか。

【回答要旨等】

- 1 回答要旨
照会者の見解のとおりと解して差し支えない。
- 2 文書回答の可否
本照会は、法令等において税務上の取扱い等が明らかとなっており、平成14年6月28日付課審1

-14 ほか8課共同「事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について」（事務運営指針）の1に定める文書回答を行う対象となる事前照会の要件(7)（取引等に係る税務上の取扱い等が、法令、法令解釈通達あるいは過去に公表された質疑事例等において明らかになっているものに係る事前照会でないこと）を満たしておらず、文書回答の対象となる事前照会には該当しないことから、照会者に対して「文書回答の対象となる事前照会に当たらない旨のお知らせ（通知）」を通知する。

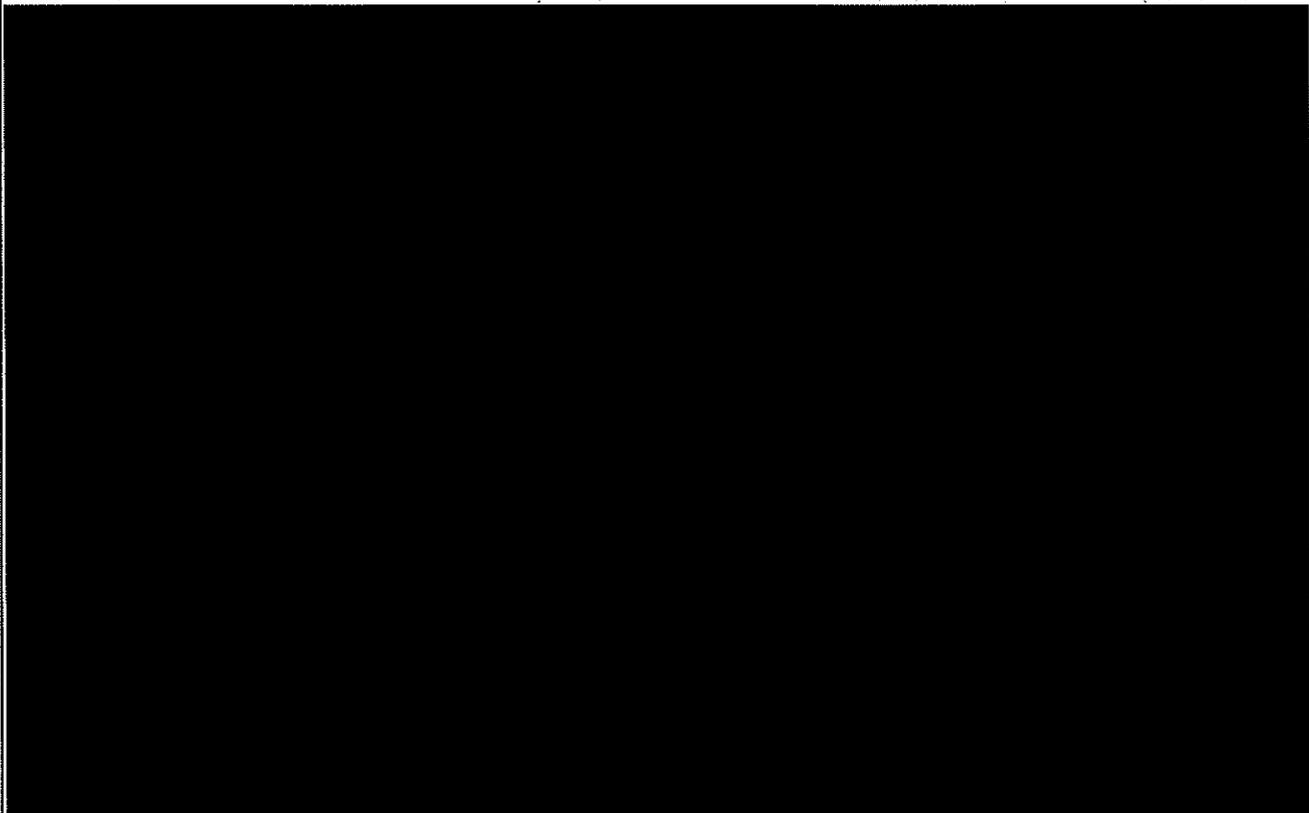
なお、以下の検討内容に基づき、照会者に対して口頭回答を行うこととする。

処理年月日		処理態様	文書回答・ <input checked="" type="checkbox"/> 非文書回答	(口頭回答= <input type="checkbox"/> 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無)	局WAN	要・ <input checked="" type="checkbox"/> 否
-------	--	------	---	---	------	--

【検討内容】

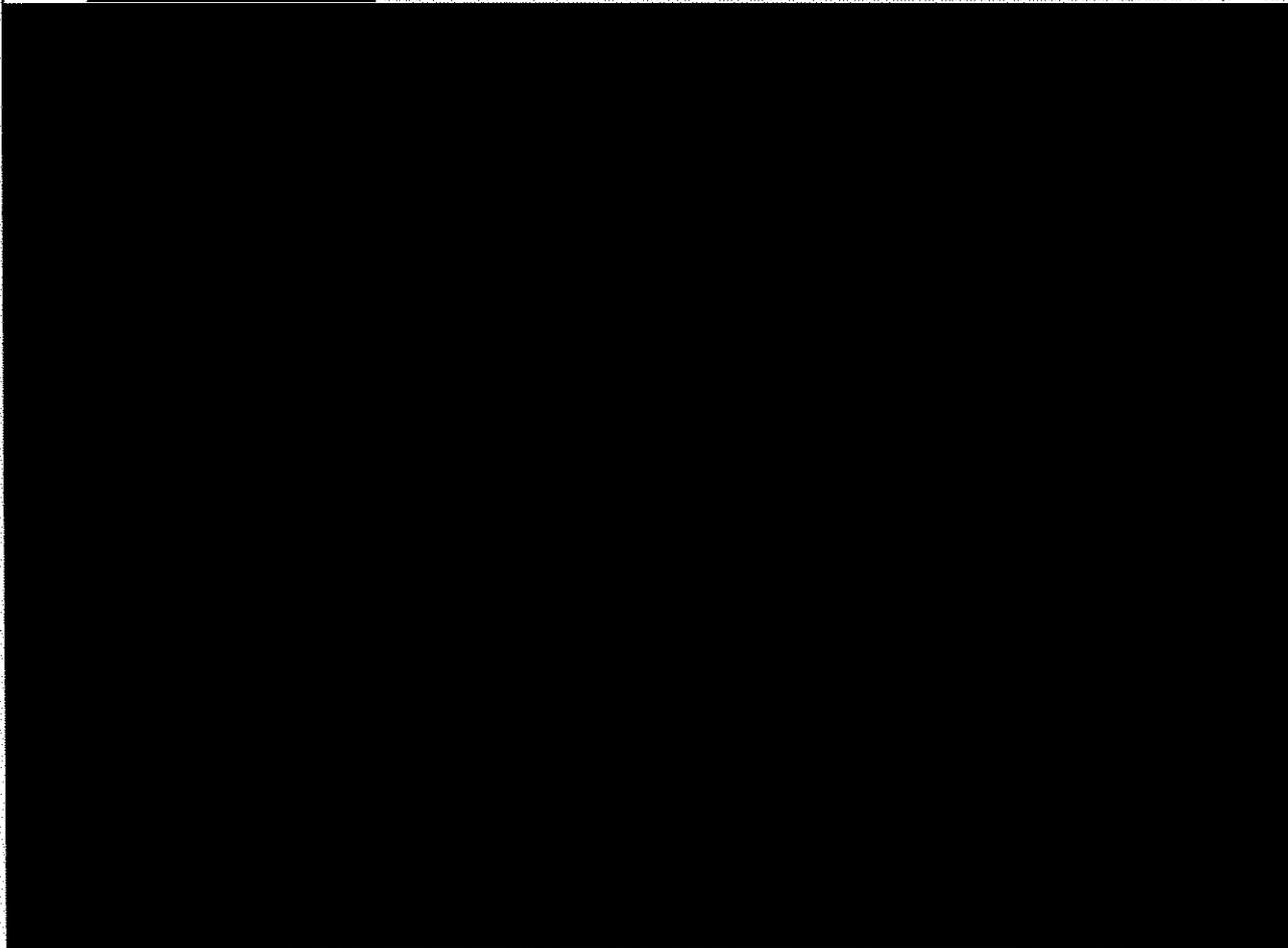
1 事実関係

(1) 本件サービスの概要図



(2)

サービス約款の概要



(3) 照会者の説明事項

(4) その他

2 法令等
別紙のとおり。

3 検討

居住者が国内において行った店頭デリバティブ取引の決済に係る当該店頭デリバティブ取引の相手方である金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）の営業所の長は、一定の定めに従い、当該決済に関する調書を当該決済の確定した日の属する年の翌年1月31日までに税務署長に提出しなければならないとされている（所法224の5①四、六、②二、225①十三）。

上記の「店頭デリバティブ取引の決済」とは、金融商品取引法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引に係る決済で同条第24項に規定する金融商品の受渡しが行われることとなる以外のものをいうとされており（所法224の5①六、②二）、当該金融商品には、資金決済法第2条第5項に規定する暗号資産が含まれるとされている（金商法2④三の二）。

したがって、照会者は、本件サービスに係る取引について、所得税法第225条第1項第13号に規定する支払（差金等決済）に関する調書の提出義務を負わない。

4 結論等

(1) 結論

照会者は、本件サービスに係る取引について、所得税法第225条第1項第13号に規定する支払（差金等決済）に関する調書の提出義務を負わない。

(2) 文書回答の可否

本照会は、法令等において税務上の取扱い等が明らかとなっており、平成14年6月28日付課審1-14ほか8課共同「事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について」（事務運営指針）の1に定める文書回答を行う対象となる事前照会の要件(7)（取引等に係る税務上の取扱い等が、法令、法令解釈通達あるいは過去に公表された質疑事例等において明らかになっているものに係る事前照会でないこと）を満たしておらず、文書回答の対象となる事前照会には該当しないことから、照会者に対して「文書回答の対象となる事前照会に当たらない旨のお知らせ（通知）」を通知する。

（以上）

○所得税法（抄）

（先物取引の差金等決済をする者の告知）

第二百二十四条の五 先物取引の差金等決済をする者（法人税法別表第一（公共法人の表）に掲げる法人その他の政令で定めるものを除く。）は、政令で定めるところにより、その差金等決済をする日までに、その者の氏名又は名称、住所（国内に住所を有しない者にあつては、財務省令で定める場所。以下この項において同じ。）及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者その他政令で定める者にあつては、氏名又は名称及び住所。以下この項において同じ。）を、その差金等決済に係る先物取引の次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者（以下この項において「商品先物取引業者等」という。）に告知しなければならない。この場合において、当該先物取引の差金等決済をする者は、政令で定めるところにより、当該商品先物取引業者等にその者の住民票の写し、法人の登記事項証明書その他の政令で定める書類を提示し、又は署名用電子証明書等を送信しなければならないものとし、当該商品先物取引業者等は、政令で定めるところにより、当該告知された氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号を当該書類又は署名用電子証明書等により確認しなければならないものとする。

一～三 省略

四 委託により市場デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十一項（定義）に規定する市場デリバティブ取引をいう。以下この条において同じ。）又は外国市場デリバティブ取引（同法第二条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引をいう。以下この条において同じ。）をした場合 当該市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の委託を受けた金融商品取引業者等（同法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項（通則）に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。第七号において「金融商品取引業者」という。）又は同法第二条第十一項に規定する登録金融機関をいう。以下この項において同じ。）の営業所の長（市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の委託の取次ぎにより当該金融商品取引業者等に当該市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の委託をした場合にあつては、当該委託の取次ぎを引き受けた金融商品取引業者等の営業所の長）

五 省略

六 店頭デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引をいう。以下この条において同じ。）をした場合 当該店頭デリバティブ取引の相手方である金融商品取引業者等の営業所の長（店頭デリバティブ取引の取次ぎにより当該金融商品取引業者等が当該店頭デリバティブ取引をした場合にあつては、当該取次ぎを引き受けた金融商品取引業者等の営業所の長）

七 省略

2 前項に規定する先物取引とは、次の各号に掲げる取引又は取得をいい、同項に規定する差金等決済とは、当該各号に掲げる取引又は取得の区分に応じ当該各号に定める決済又は行使若しくは放棄若しくは譲渡をいう。

一 省略

二 市場デリバティブ取引、外国市場デリバティブ取引又は店頭デリバティブ取引 当該市場デリバティブ取引、外国市場デリバティブ取引又は店頭デリバティブ取引の決済（当該市場デリバティブ取引、外国市場デリバティブ取引又は店頭デリバティブ取引に係る金融商品取引法第二条第二十四項に規定する金融商品の受渡しが行われることとなるものを除く。）

三 省略

(支払調書及び支払通知書)

第二百二十五条 次の各号に掲げる者は、財務省令で定めるところにより、当該各号に規定する支払（第十号及び第十一号に規定する交付並びに第十三号に規定する差金等決済を含む。）に関する調書を、その支払（当該交付及び当該差金等決済を含む。）の確定した日（第一号又は第八号に規定する支払に関する調書のうち無記名の公社債の利子又は無記名の貸付信託、公社債投資信託若しくは公募公社債等運用投資信託の受益証券に係る収益の分配に関するもの及び第二号又は第八号に規定する支払に関する調書のうち無記名株式等の剰余金の配当（第二十四条第一項（配当所得）に規定する剰余金の配当をいう。）又は無記名の投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）若しくは特定受益証券発行信託の受益証券に係る収益の分配に関するものについては、その支払をした日。以下この項において同じ。）の属する年の翌年一月三十一日まで（第二号に規定する支払に関する調書並びに第八号に規定する支払に関する調書のうち第二号に規定する配当等及び第六十一条第一項第四号（国内源泉所得）に掲げる国内源泉所得に関するものについてはその支払の確定した日から一月以内とし、第十四号に規定する支払に関する調書についてはその支払の確定した日の属する月の翌月末日までとする。）に、税務署長に提出しなければならない。

一～十二 省略

十三 居住者又は恒久的施設を有する非居住者が国内において行った第二百二十四条の五第二項（先物取引の差金等決済をする者の告知）に規定する差金等決済に係る同項に規定する先物取引の同条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者

十四 省略

2～4 省略

○金融商品取引法（抄）

(定義)

第二条 省略

2～8

9 この法律において「金融商品取引業者」とは、第二十九条の規定により内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

10～21 省略

22 この法律において「店頭デリバティブ取引」とは、金融商品市場及び外国金融商品市場によらないで行う次に掲げる取引（その内容等を勘案し、公益又は投資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして政令で定めるものを除く。）をいう。

一～二 省略

三 当事者の一方の意思表示により当事者間において次に掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引又はこれに類似する取引

イ 金融商品の売買（第一号に掲げる取引を除く。）

ロ 前二号及び第五号から第七号までに掲げる取引

四～七 省略

23 省略

24 この法律において「金融商品」とは、次に掲げるものをいう。

一 省略

二～三 省略

三の二 暗号資産（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項に規定する暗号資産をいう。）

三の三～五 省略

第二十八条 この章において「第一種金融商品取引業」とは、金融商品取引業のうち、次に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいう。

一 有価証券（第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利（電子記録移転権利を除く。次項第二号及び第六十四条第一項第一号において同じ。）を除く。）についての第二条第八項第一号から第三号まで、第五号、第八号又は第九号に掲げる行為

一の二 商品関連市場デリバティブ取引についての第二条第八項第二号、第三号又は第五号に掲げる行為

二 第二条第八項第四号に掲げる行為又は店頭デリバティブ取引についての同項第五号に掲げる行為

三 次のイからハまでのいずれかに該当する行為

イ 有価証券の元引受けであって、損失の危険の管理の必要性の高いものとして政令で定めるもの

ロ 有価証券の元引受けであって、イに掲げるもの以外のもの

ハ 第二条第八項第六号に掲げる行為であって、有価証券の元引受け以外のもの

四 第二条第八項第十号に掲げる行為

五 第二条第八項第十六号又は第十七号に掲げる行為

2～8 省略

（登録）

第二十九条 金融商品取引業は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、行うことができない。

○資金決済に関する法律（抄）

（定義）

第二条 省略

2～4 省略

5 この法律において「暗号資産」とは、次に掲げるものをいう。ただし、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三項に規定する電子記録移転権利を表示するものを除く。

一 物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨及び外国通貨並びに通貨建資産を除く。次号において同じ。）であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

二 不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

6 省略

7 この法律において「暗号資産交換業」とは、次に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいい、「暗号資産の交換等」とは、第一号及び第二号に掲げる行為をいい、「暗号資産の管理」と

は、第四号に掲げる行為をいう。

一 暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換

二 前号に掲げる行為の媒介、取次ぎ又は代理

三 その行う前二号に掲げる行為に関して、利用者の金銭の管理をすること。

四 他人のために暗号資産の管理をすること（当該管理を業として行うことにつき他の法律に特別の規定のある場合を除く。）。

8 この法律において「暗号資産交換業者」とは、第六十三条の二の登録を受けた者をいう。

9～19 省略

（利用者財産の管理）

第六十三条の十一 省略

2 暗号資産交換業者は、その行う暗号資産交換業に関して、内閣府令で定めるところにより、暗号資産交換業の利用者の暗号資産を自己の暗号資産と分別して管理しなければならない。この場合において、当該暗号資産交換業者は、利用者の暗号資産（利用者の利便の確保及び暗号資産交換業の円滑な遂行を図るために必要なものとして内閣府令で定める要件に該当するものを除く。）を利用者の保護に欠けるおそれが少ないものとして内閣府令で定める方法で管理しなければならない。

3 省略。

○暗号資産交換業者に関する内閣府令

（利用者の暗号資産の管理）

第二十七条 暗号資産交換業者は、法第六十三条の十一第二項前段の規定に基づき暗号資産交換業の利用者の暗号資産を管理するときは、次の各号に掲げる暗号資産の区分に応じ、当該各号に定める方法により、当該暗号資産を管理しなければならない。

一 暗号資産交換業者が自己で管理する暗号資産 利用者の暗号資産と自己の暗号資産とを明確に区分し、かつ、当該利用者の暗号資産についてどの利用者の暗号資産であるかが直ちに判別できる状態（当該利用者の暗号資産に係る各利用者の数量が自己の帳簿により直ちに判別できる状態を含む。次号において同じ。）で管理する方法

二 省略

2～3 省略

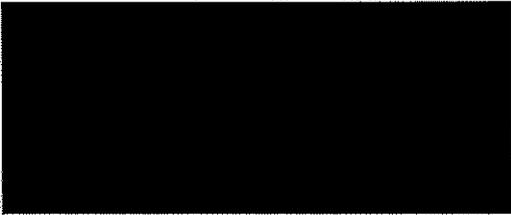
決裁・供覧

件名	「文書回答の対象となる事前照会に当たらない旨のお知らせ（通知）」の送付について (B2022 - 048)			文書番号		
伺い文	件名のことについて、別案のとおり通知してよろしいか伺います。 また、決裁終了後において、施行日及び記号番号を追記するとともに官印を押印します。 (決裁参考) 【事案概要】					
起案	起案日			受付日		
	部署	東京国税局 課税第一部 審理課		決裁	決裁処理期限日	
					決裁日	
	起案者	楠田 弥希			施行処理期限日	
連絡先				施行日		
分類名称	大分類	共通（課税関係）		施行	施行先	
	中分類	文書回答関係書類			施行者	東京国税局課税第一部審理課
	名称（小分類）	【 】文書回答事案【電子】			取扱上の注意	
	秘密区分					
取扱区分	秘密期間終了日			格付け	機密性格付け	2
	指定事由				取扱制限	
				保存	行政文書保存期間	10年
					保存期間満了時期	
決裁・供覧欄	東京国税局 課税第一部 審理課 飯田 隆一（課長【局】）【済】					
	東京国税局 課税第一部 審理官 谷田 雄司（審理官）【済】					
	東京国税局 課税第一部 審理課 大澤 修一（課長補佐【局】）【済】					
	東京国税局 課税第一部 審理課 大足 悠一郎（連絡調整官（国税実査官）【局】）【済】					
	東京国税局 課税第一部 審理課 鈴木 敏子（総括主査（国税実査官））【済】					
	東京国税局 課税第一部 審理課 森川 明彦（主査（国税実査官））【済】					
備考欄	関係通達等：平成14年6月28日付課審1-14ほか8課共同「事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について（事務運営指針）」					

別紙7

【決裁終了後追記】
決裁終了後の追記事項は、次のとおりである。
施行日
記号番号 東局課一審特第42号

決裁終了後追記事項欄（別紙）



東京国税局 課税第一部
審理課長 飯田 隆一

文書回答の対象となる事前照会に当たらない旨のお知らせ（通知）

事前照会に対する文書回答は、照会者に文書回答を行うとともに、その内容を公表することにより、同様の取引等を行う他の納税者に対しても国税に関する法令の適用等について予測可能性を与えるものとして、一定の要件に該当する事前照会を対象として行うこととしています。

しかしながら、に収受しました照会内容は、下記の理由から、文書回答の対象となる事前照会には当たりませんので、お知らせします。

記

（理由）

文書回答の対象となる事前照会は、「取引等に係る税務上の取扱い等が、法令、法令解釈通達あるいは過去に公表された質疑事例等において明らかになっているものに係る事前照会でないこと」（以下（注）参照）を要件の一つとして実施しておりますが、御照会の取引については、この要件を満たしておりません。

したがって、御照会につきましては、文書回答の対象とならないことを御了承ください。

（注）平成14年6月28日付課審1-14ほか8課共同「事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について」（事務運営指針）の1（文書回答を行う対象となる事前照会の範囲）（7）参照。

なお、上記事務運営指針の詳細につきましては、国税庁のホームページにおいて掲載し公開しています。

（アドレス：<https://www.nta.go.jp/law/jimu-unei/sonota/020628/01.htm>）

決裁・供覧

件名	文書回答事案事績整理票 (B2022-048)		文書番号		
伺 い 文	件名のことについて、決裁文書案に添付した文書回答事績整理票のとおり、その検討内容につき 要旨を照会者に口頭回答してよろしいか伺います。 (決裁参考) 本件は、[] に [] 税務署へ提出された [] からの「取引等に係る税				
起 案	起案日	[]	受付日	[]	
	部署	東京国税局 課税第一部 審理課	決裁	決裁処理期限日 [] 決裁日 []	
	起案者	楠田 弥希	施行	施行処理期限日 [] 施行日 []	
	連絡先	[]	施行先	[]	
分 類 名 称	大分類	共通 (課税関係)	施 行	施行者	[]
	中分類	文書回答関係書類		取扱上の注意	[]
	名称 (小分類)	[] 文書回答事案 【電子】			[]
取 扱 区 分	秘密区分	[]	格付け	機密性格付け	2
	秘密期間終了日	[]	取扱制限	[]	[]
	指定事由	[]	保存	行政文書保存期間	10年
		[]	保存	保存期間満了時期	[]
決 裁 ・ 供 覧 欄	東京国税局 課税第一部 審理課 飯田 隆一 (課長【局】) 【済】				
	東京国税局 課税第一部 審理官 谷田 雄司 (審理官) 【済】				
	東京国税局 課税第一部 審理課 大澤 修一 (課長補佐【局】) 【済】				
	東京国税局 課税第一部 審理課 鈴木 敏子 (総括主査 (国税実査官)) 【済】				
	東京国税局 課税第一部 審理課 森川 明彦 (主査 (国税実査官)) 【済】				
備 考 欄	関係通達等：平成14年6月28日付課審1-14ほか8課共同「事前照会に対する文書回答の事務処理 手続等について (事務運営指針)」				

(様式1-1)

文書回答等を行う事前照会の事績整理票

項目コード ST2700

(起案日 [REDACTED])

- 申告所得税(譲渡除く)
- 源泉所得税
- 資産税(譲渡・相続・贈与)
- 法人税
- 消費税等 その他

決裁 (合議) 欄	課名	課長	審理官	課長補佐・総括主査	専門官・主査	係長	係員
	決裁日(. . .)						
	審理課						
	決裁日(. . .)						
	課						
	決裁日(. . .)						
	課						

整理番号 B2022-048

局名	東京局 審理課	中村 亨	関係課	担当者
担当者		内線 [REDACTED]		

照会者	納税者	(照会者名)	[REDACTED]	照会年月日	[REDACTED]
	団体等	(役職名等)	[REDACTED]	審査開始日	[REDACTED]

【照会事項】

暗号資産貸借取引にオプション取引に関する特約を付した場合における課税関係(支払調書の提出義務)について

【照会要旨】

- 1 照会者は、[REDACTED] (以下「本件サービス」という。) [REDACTED]を開始した。
- 2 本件サービスは、[REDACTED] (以下「本件特約」という。) [REDACTED]である。
- 3 本件特約は、[REDACTED]である。
- 4 照会者は、[REDACTED]を支払う。
- 5 照会者は、[REDACTED]を受けている。
- 6 照会者は、本件サービスに係る取引について、所得税法第225条《支払調書及び支払通知書》第1項第13号に規定する支払(差金等決済)に関する調書の提出義務を負わないと解してよいか。

【回答要旨等】

- 1 回答要旨
照会者の見解のとおりと解して差し支えない。
- 2 文書回答の可否
本照会は、法令等において税務上の取扱い等が明らかとなっており、平成14年6月28日付課審1

－14 ほか 8 課共同「事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について」(事務運営指針)の1に定める文書回答を行う対象となる事前照会の要件(7) (取引等に係る税務上の取扱い等が、法令、法令解釈通達あるいは過去に公表された質疑事例等において明らかになっているものに係る事前照会でないこと)を満たしておらず、文書回答の対象となる事前照会には該当しないことから、照会者に対して「文書回答の対象となる事前照会に当たらない旨のお知らせ(通知)」を通知する。

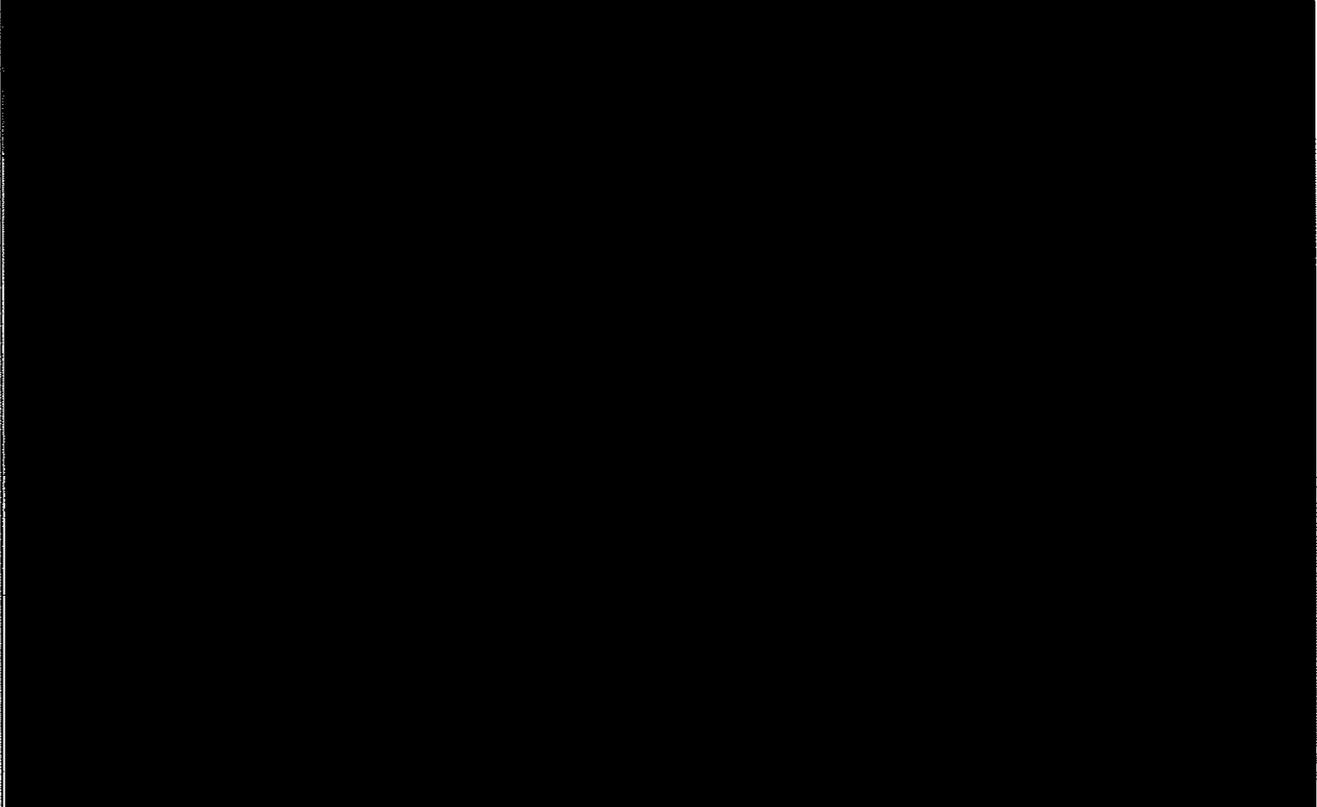
なお、以下の検討内容に基づき、照会者に対して口頭回答を行うこととする。

処理年月日	・	・	・	処理態様	文書回答・非文書回答	(口頭回答= <input checked="" type="checkbox"/> 有・無)	局WAN	要・ <input checked="" type="checkbox"/> 否
-------	---	---	---	------	------------	---	------	--

【検討内容】

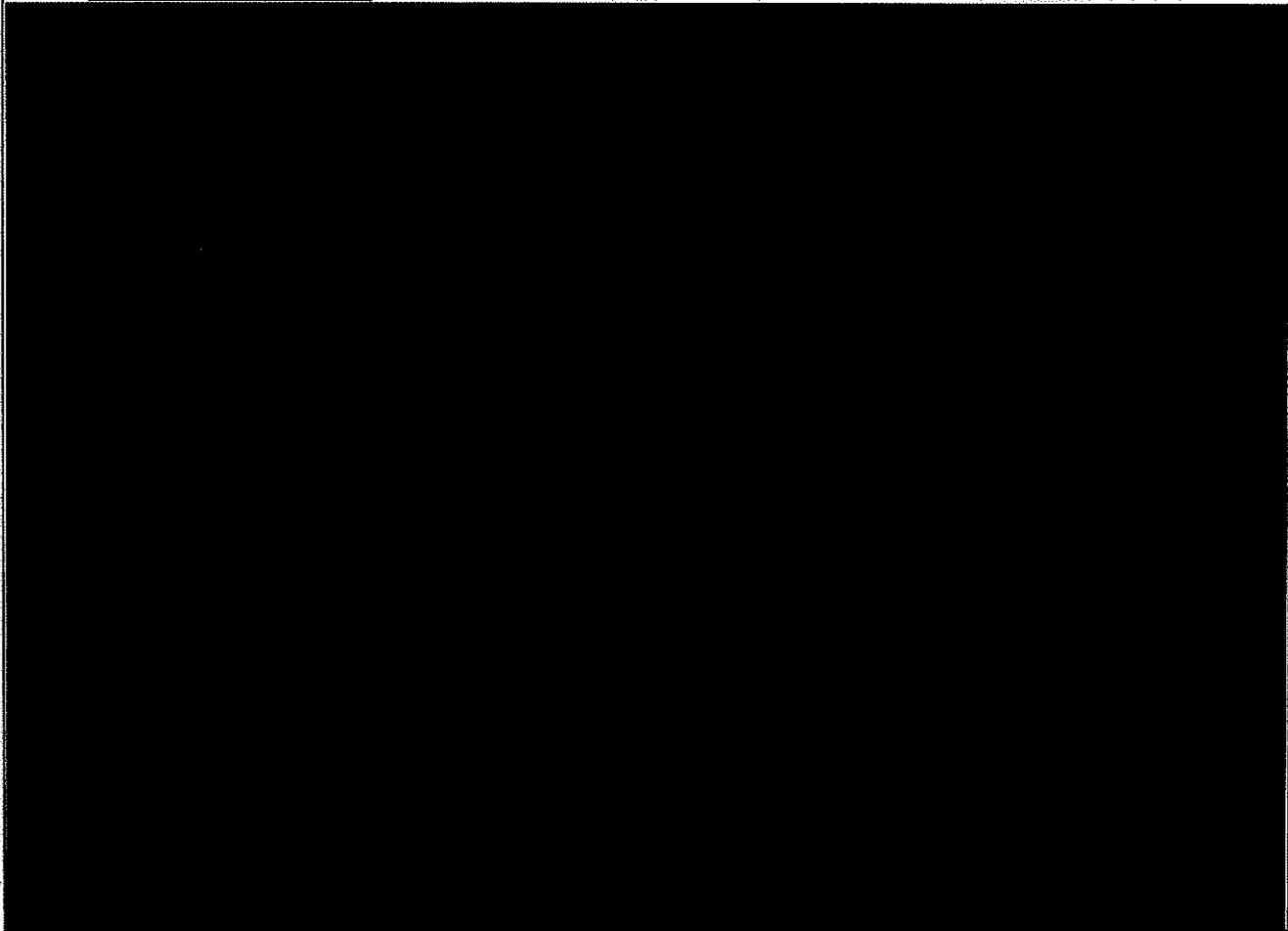
1 事実関係

(1) 本件サービスの概要図



(2)

サービス約款の概要



(3) 照会者の説明事項

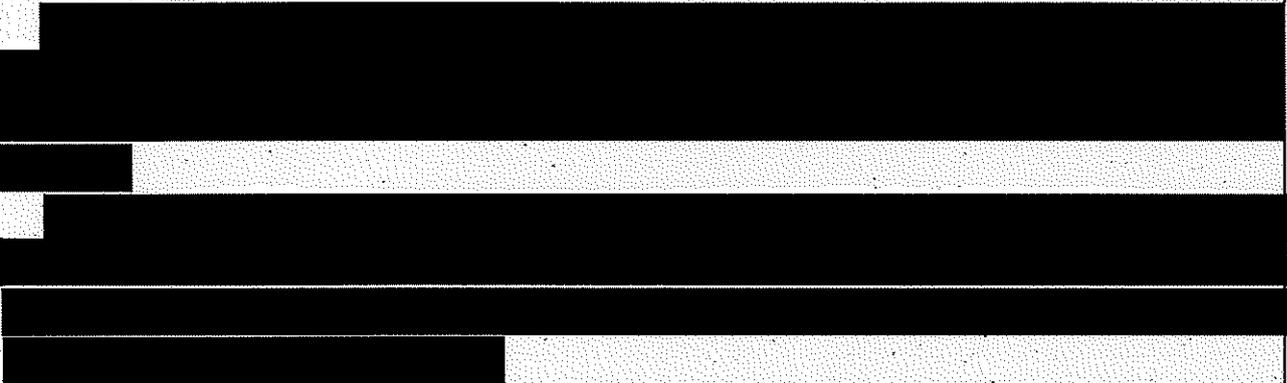
(4) その他

2 法令等
別紙のとおり。

3 検討

居住者が国内において行った店頭デリバティブ取引の決済に係る当該店頭デリバティブ取引の相手方である金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）の営業所の長は、一定の定めに従い、当該決済に関する調書を当該決済の確定した日の属する年の翌年1月31日までに税務署長に提出しなければならないとされている（所法224の5①四、六、②二、225①十三）。

上記の「店頭デリバティブ取引の決済」とは、金融商品取引法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引に係る決済で同条第24項に規定する金融商品の受渡しが行われることとなる以外のものをいうとされており（所法224の5①六、②二）、当該金融商品には、資金決済法第2条第5項に規定する暗号資産が含まれるとされている（金商法2④三の二）。



したがって、照会者は、本件サービスに係る取引について、所得税法第225条第1項第13号に規定する支払（差金等決済）に関する調書の提出義務を負わない。

4 結論等

(1) 結論

照会者は、本件サービスに係る取引について、所得税法第225条第1項第13号に規定する支払（差金等決済）に関する調書の提出義務を負わない。

(2) 文書回答の可否

本照会は、法令等において税務上の取扱い等が明らかとなっており、平成14年6月28日付課審1-14ほか8課共同「事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について」（事務運営指針）の1に定める文書回答を行う対象となる事前照会の要件(7)（取引等に係る税務上の取扱い等が、法令、法令解釈通達あるいは過去に公表された質疑事例等において明らかになっているものに係る事前照会でないこと）を満たしておらず、文書回答の対象となる事前照会には該当しないことから、照会者に対して「文書回答の対象となる事前照会に当たらない旨のお知らせ（通知）」を通知する。

（以上）

○所得税法（抄）

（先物取引の差金等決済をする者の告知）

第二百二十四条の五 先物取引の差金等決済をする者（法人税法別表第一（公共法人の表）に掲げる法人その他の政令で定めるものを除く。）は、政令で定めるところにより、その差金等決済をする日までに、その者の氏名又は名称、住所（国内に住所を有しない者にあつては、財務省令で定める場所。以下この項において同じ。）及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者その他政令で定める者にあつては、氏名又は名称及び住所。以下この項において同じ。）を、その差金等決済に係る先物取引の次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者（以下この項において「商品先物取引業者等」という。）に告知しなければならない。この場合において、当該先物取引の差金等決済をする者は、政令で定めるところにより、当該商品先物取引業者等にその者の住民票の写し、法人の登記事項証明書その他の政令で定める書類を提示し、又は署名用電子証明書等を送信しなければならないものとし、当該商品先物取引業者等は、政令で定めるところにより、当該告知された氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号を当該書類又は署名用電子証明書等により確認しなければならないものとする。

一～三 省略

四 委託により市場デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十一項（定義）に規定する市場デリバティブ取引をいう。以下この条において同じ。）又は外国市場デリバティブ取引（同法第二条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引をいう。以下この条において同じ。）をした場合 当該市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の委託を受けた金融商品取引業者等（同法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項（通則）に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。第七号において「金融商品取引業者」という。）又は同法第二条第十一項に規定する登録金融機関をいう。以下この項において同じ。）の営業所の長（市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の委託の取次ぎにより当該金融商品取引業者等に当該市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の委託をした場合にあつては、当該委託の取次ぎを引き受けた金融商品取引業者等の営業所の長）

五 省略

六 店頭デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引をいう。以下この条において同じ。）をした場合 当該店頭デリバティブ取引の相手方である金融商品取引業者等の営業所の長（店頭デリバティブ取引の取次ぎにより当該金融商品取引業者等が当該店頭デリバティブ取引をした場合にあつては、当該取次ぎを引き受けた金融商品取引業者等の営業所の長）

七 省略

2 前項に規定する先物取引とは、次の各号に掲げる取引又は取得をいい、同項に規定する差金等決済とは、当該各号に掲げる取引又は取得の区分に応じ当該各号に定める決済又は行使若しくは放棄若しくは譲渡をいう。

一 省略

二 市場デリバティブ取引、外国市場デリバティブ取引又は店頭デリバティブ取引 当該市場デリバティブ取引、外国市場デリバティブ取引又は店頭デリバティブ取引の決済（当該市場デリバティブ取引、外国市場デリバティブ取引又は店頭デリバティブ取引に係る金融商品取引法第二条第二十四項に規定する金融商品の受渡しが行われることとなるものを除く。）

三 省略

(支払調書及び支払通知書)

第二百二十五条 次の各号に掲げる者は、財務省令で定めるところにより、当該各号に規定する支払（第十号及び第十一号に規定する交付並びに第十三号に規定する差金等決済を含む。）に関する調書を、その支払（当該交付及び当該差金等決済を含む。）の確定した日（第一号又は第八号に規定する支払に関する調書のうち無記名の公社債の利子又は無記名の貸付信託、公社債投資信託若しくは公募公社債等運用投資信託の受益証券に係る収益の分配に関するもの及び第二号又は第八号に規定する支払に関する調書のうち無記名株式等の剰余金の配当（第二十四条第一項（配当所得）に規定する剰余金の配当をいう。）又は無記名の投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）若しくは特定受益証券発行信託の受益証券に係る収益の分配に関するものについては、その支払をした日。以下この項において同じ。）の属する年の翌年一月三十一日まで（第二号に規定する支払に関する調書並びに第八号に規定する支払に関する調書のうち第二号に規定する配当等及び第六十一条第一項第四号（国内源泉所得）に掲げる国内源泉所得に関するものについてはその支払の確定した日から一月以内とし、第十四号に規定する支払に関する調書についてはその支払の確定した日の属する月の翌月末日までとする。）に、税務署長に提出しなければならない。

一～十二 省略

十三 居住者又は恒久的施設を有する非居住者が国内において行った第二百二十四条の五第二項（先物取引の差金等決済をする者の告知）に規定する差金等決済に係る同項に規定する先物取引の同条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者

十四 省略

2～4 省略

○金融商品取引法（抄）

(定義)

第二条 省略

2～8

9 この法律において「金融商品取引業者」とは、第二十九条の規定により内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

10～21 省略

22 この法律において「店頭デリバティブ取引」とは、金融商品市場及び外国金融商品市場によらないで行う次に掲げる取引（その内容等を勘案し、公益又は投資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして政令で定めるものを除く。）をいう。

一～二 省略

三 当事者の一方の意思表示により当事者間において次に掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引又はこれに類似する取引

イ 金融商品の売買（第一号に掲げる取引を除く。）

ロ 前二号及び第五号から第七号までに掲げる取引

四～七 省略

23 省略

24 この法律において「金融商品」とは、次に掲げるものをいう。

一 省略

二～三 省略

三の二 暗号資産（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項に規定する暗号資産をいう。）

三の三～五 省略

第二十八条 この章において「第一種金融商品取引業」とは、金融商品取引業のうち、次に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいう。

一 有価証券（第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利（電子記録移転権利を除く。次項第二号及び第六十四条第一項第一号において同じ。）を除く。）についての第二条第八項第一号から第三号まで、第五号、第八号又は第九号に掲げる行為

一の二 商品関連市場デリバティブ取引についての第二条第八項第二号、第三号又は第五号に掲げる行為

二 第二条第八項第四号に掲げる行為又は店頭デリバティブ取引についての同項第五号に掲げる行為

三 次のイからハまでのいずれかに該当する行為

イ 有価証券の元引受けであって、損失の危険の管理の必要性の高いものとして政令で定めるもの

ロ 有価証券の元引受けであって、イに掲げるもの以外のもの

ハ 第二条第八項第六号に掲げる行為であって、有価証券の元引受け以外のもの

四 第二条第八項第十号に掲げる行為

五 第二条第八項第十六号又は第十七号に掲げる行為

2～8 省略

（登録）

第二十九条 金融商品取引業は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、行うことができない。

○資金決済に関する法律（抄）

（定義）

第二条 省略

2～4 省略

5 この法律において「暗号資産」とは、次に掲げるものをいう。ただし、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三項に規定する電子記録移転権利を表示するものを除く。

一 物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨及び外国通貨並びに通貨建資産を除く。次号において同じ。）であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

二 不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

6 省略

7 この法律において「暗号資産交換業」とは、次に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいい、「暗号資産の交換等」とは、第一号及び第二号に掲げる行為をいい、「暗号資産の管理」と

は、第四号に掲げる行為をいう。

一 暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換

二 前号に掲げる行為の媒介、取次ぎ又は代理

三 その行う前二号に掲げる行為に関して、利用者の金銭の管理をすること。

四 他人のために暗号資産の管理をすること（当該管理を業として行うことにつき他の法律に特別の規定のある場合を除く。）。

8 この法律において「暗号資産交換業者」とは、第六十三条の二の登録を受けた者をいう。

9～19 省略

（利用者財産の管理）

第六十三条の十一 省略

2 暗号資産交換業者は、その行う暗号資産交換業に関して、内閣府令で定めるところにより、暗号資産交換業の利用者の暗号資産を自己の暗号資産と分別して管理しなければならない。この場合において、当該暗号資産交換業者は、利用者の暗号資産（利用者の利便の確保及び暗号資産交換業の円滑な遂行を図るために必要なものとして内閣府令で定める要件に該当するものを除く。）を利用者の保護に欠けるおそれが少ないものとして内閣府令で定める方法で管理しなければならない。

3 省略。

○暗号資産交換業者に関する内閣府令

（利用者の暗号資産の管理）

第二十七条 暗号資産交換業者は、法第六十三条の十一第二項前段の規定に基づき暗号資産交換業の利用者の暗号資産を管理するときは、次の各号に掲げる暗号資産の区分に応じ、当該各号に定める方法により、当該暗号資産を管理しなければならない。

一 暗号資産交換業者が自己で管理する暗号資産 利用者の暗号資産と自己の暗号資産とを明確に区分し、かつ、当該利用者の暗号資産についてどの利用者の暗号資産であるかが直ちに判別できる状態（当該利用者の暗号資産に係る各利用者の数量が自己の帳簿により直ちに判別できる状態を含む。次号において同じ。）で管理する方法

二 省略

2～3 省略

大 分 類	共通 (課税関係)
中 分 類	文書回答関係書類
保存年限等	暦

税務署長 殿

東京国税局 課税第一部
審 理 課 長 (認印省略)

「取引等に係る税務上の取扱い等に関する事前照会」の処理結果 (通知)

に收受したからの「取引等に係る税務上の取扱い等に関する事前照会」については、照会者に対し別紙のとおり通知したので、その旨を通知する。

なお、本件照会の取引等に係る税務上の取扱いについての検討内容については、別添の「文書回答等を行う事前照会の事績整理票 (写)」を参照されたい。



東京国税局 課税第一部

審理課長 飯田 隆



文書回答の対象となる事前照会に当たらない旨のお知らせ (通知)

事前照会に対する文書回答は、照会者に文書回答を行うとともに、その内容を公表することにより、同様の取引等を行う他の納税者に対しても国税に関する法令の適用等について予測可能性を与えるものとして、一定の要件に該当する事前照会を対象として行うこととしています。

しかしながら、に収受しました照会内容は、下記の理由から、文書回答の対象となる事前照会には当たりませんので、お知らせします。

記

(理由)

文書回答の対象となる事前照会は、「取引等に係る税務上の取扱い等が、法令、法令解釈通達あるいは過去に公表された質疑事例等において明らかになっているものに係る事前照会でないこと」(以下(注)参照)を要件の一つとして実施しておりますが、御照会の取引については、この要件を満たしておりません。

したがって、御照会につきましては、文書回答の対象とならないことを御了承ください。

(注) 平成 14 年 6 月 28 日付課審 1-14 ほか 8 課共同「事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について」(事務運営指針)の 1 (文書回答を行う対象となる事前照会の範囲) (7)参照。

なお、上記事務運営指針の詳細につきましては、国税庁のホームページにおいて掲載し公開しています。

(アドレス : <https://www.nta.go.jp/law/jimu-unei/sonota/020628/01.htm>)